

# 役務「飲食物の提供」の分野における 地名を含む結合商標の類否



会員 中村 祥二

## 要 約

役務「飲食物の提供」の分野では、識別力が弱い文字と他の文字との結合商標の類否判断において、識別力が弱い文字部分を捨象して、当該文字以外の文字部分を要部として抽出して類否判断する場合と、識別力が弱い文字を含め一連一体のものとして類否判断する場合とがあり、筆者はその判断に一貫性がないとの印象をもっている。

そこで、地名と他の文字との結合商標を対象に、過去の審決を調査し、どのような場合に識別力が弱い文字以外の文字部分を抽出して類否判断がなされるのか、どのような場合に一連一体として類否判断がなされるのかを検証した。

その結果、役務「飲食物の提供」の分野においては、多店舗を展開するチェーン店のみならず、1店舗～数店舗のみを運営する事業体の数も多いため、同時多発的に同じ店名が採用される可能性が他の商品・役務分野よりも多い事情があり、この点が、結合商標を構成する各文字部分の評価に影響を与え、一見すると一貫性がない判断に見える場合があるとの結論に至った。

## 目次

1. はじめに
2. 結合商標の類否判断
3. 調査方法
4. 調査結果
5. 検証
  5. 1 各構成部分が不可分的に結合しているものと認められない場合
  5. 2 各構成部分が不可分的に結合しているものと認められる場合
    - (1) 全体をもって類否判断された事例
    - (2) 地名以外の文字部分を抽出して類否判断された事例
6. まとめ

## 1. はじめに

結合商標の類否判断は、常々実務家を悩ませる難題である。特に、指定商品・指定役務との関係で識別力が弱い文字が含まれる結合商標については、識別力が弱い文字以外の文字部分を抽出して類否判断がなされるのか、商標全体を一連一体のものとして類否判断がなされるのか、商標採択の場面（商標調査の場面）や権利化の場面でその類否判断は頭を悩ませる問題の一つである。

とりわけ、レストランやカフェ等の「飲食物の提供」の分野においては、地名や業種名、料理名等の識別力が弱い文字と他の文字とが結合した商標が採用されることが多々ある。

そのような結合商標について、特許庁での類否判断においては、識別力が弱い文字部分を捨象して識別力が弱い文字以外の文字部分を要部として抽出して類否判断する場合と、識別力が弱い文字を含め一連一体のものとして類否判断する場合とがあり、筆者は、特許庁の判断に一貫性がなく、審査結果の予見可能性が低いとの印象をもっている。

商標登録の可否は、レストラン等の事業者にとって店名の使用可否にも関わる重要事項である。その一方で、商標登録出願が開業準備中に行われたとしても、商標登録を受ける前に店舗看板やチラシ等を製作し、また場合によっては店舗がオープンすることもある。そのため、審査結果の予見可能性の低さは、経営上の近い将来のリスクと直結する問題となる。

そこで、役務「飲食物の提供」に係る過去の拒絶査定不服審判の審決を調査し、どのような場合に識別力が弱い文字以外の文字部分を要部として抽出して類否判断がなされるのか、どのような場合に商標全体を一連一体のものとして類否判断がなされるのか検証することで、レストラン等の「飲食物の提供」の分野における商標の採択及び権利化における指針を得ることが本稿の目的である。なお、識別力が弱い文字を地名、業種名、料理名等に典型的に分類して論じるには紙幅が足りないため、今回は、地名と他の文字との結合商標に絞って検証することとする。

## 2. 結合商標の類否判断

まず、結合商標の類否判断の原則について確認する。

結合商標の類否判断に関し、実務に大きな影響を与えている判例として、つつみのおひなっこや事件（最判平成20年9月8日判時2021号92頁（平成19年（行ヒ）第223号））が有名である。当該判決では、「複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである」と判示されている。

ただ、つつみのおひなっこや事件以前の最高裁判決でも、「各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によつて称呼、観念されず、しばしば、その一部だけによつて簡略に称呼、観念され、一個の商標から二個以上の称呼、観念の生ずることがある」と述べ、商標の構成からの要部抽出を認めてきた（最判昭和38年12月5日民集17巻12号1621頁（昭和37年（オ）第953号）〔リラ宝塚事件〕）。

そして、つつみのおひなっこや事件判決以降、以下3つの場合には、結合商標の一部分を抽出して他の商標と比較して類否判断することが許されるとの基準で結合商標の類否判断が行われている<sup>(1)</sup>。

(a) 商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合

(b) 商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合

(c) それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合

特に、REEBOK ROYAL FLAG 事件（知財高判平成28年1月20日（平成27年（行ケ）第10158号）で、「商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないが、他方で、商標の構成部分の一部が取引者又は需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じない場合などには、商標の構成部分の一部だけを取り出して、他人の商標と比較し、その類否を判断することが許されるものと解される」と言及されたように、近時の裁判例においては、まず上記基準の(a)を検討し、(a)に該当しない場合（すなわち、不可分的に結合していると認められる場合）に(b)又は(c)に該当するか検討する二段階の判断手法が示されている（例えば、脚注1に挙げたうち、知財高判令和3年2月22日（令和2年（行ケ）第10104号）及び知財高判令和3年2月22日（令和2年（行ケ）第10088号）での言及）。

そこで、この基準を念頭に、「飲食物の提供」の分野において、地名と他の文字とが結合した商標について、過去9年ほどの拒絶査定不服審判における審決を調査し、その判断の整合性について検証を試みることにした。

### 3. 調査方法

LEX/DB インターネットの「特許庁審決検索」を用い、以下の条件で検索を行った。

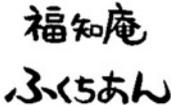
検索条件

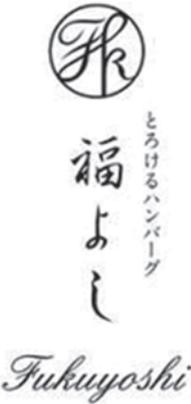
検索項目	指定条件
フリーキーワード	第 43 類
工業所有権の種類	商標
審判種別	不服
法条	商標法 4 条 1 項 11 号
審決日	平成 25 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日

### 4. 調査結果

検索の結果、380 件の審決がヒットした。それらの内容を 1 件ずつ確認し、地名と他の文字とが結合した商標に係る事件で、かつ、地名を除いた部分の称呼が本願商標と引用商標とで同一である事件を抽出した。その結果は次のとおりである。

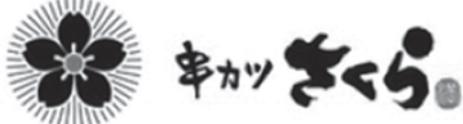
地名を含む結合商標に係る審決

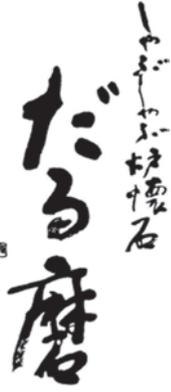
	審判番号	本願商標	類否	引用商標
	審決での言及			
①	不服 2021-13910	 <p>※「ふくちあん」の文字部分は赤色</p>	=	
	地名：本願商標に含まれる「大阪」 審決：一部抽出可 審決での言及： <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪」の文字は地名であって、一般に役務の提供場所を認識させるものであるから、役務の出所識別標識としての機能を果たし得ない部分である。</li> <li>・「ふくちあん」の文字部分は、「ふく」の文字と「ちあん」の文字の大きさに多少の差異があるものの、白い縁のある赤い丸文字のデザインで統一されていることから、一連一体として把握されるといえるものである。</li> <li>・そうすると、本願商標の構成中、「ふくちあん」の文字部分が、取引者、需要者の注意を引く要部であるというべきである。</li> </ul>			
②	不服 2021-14916	滝野川大勝軒 (標準文字)	×	
	地名：本願商標に含まれる「滝野川」 審決：一部抽出不可 審決での言及： <ul style="list-style-type: none"> <li>・「滝野川大勝軒」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく一体に表されており、その構成全体から生ずる「タキノガワタイショーケン」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。</li> <li>・本願商標の構成中の「滝野川」の文字は、…「東京都北区南部の一地区。旧区名。東京都北区滝野川付近での石神井川の異称。」を意味する語であるとしても、本願商標のようなまとまりのよい構成においては、これが直ちに、商品の販売地及び役務の提供の場所を表示するものとして理解されるとはいえないものである。</li> <li>・そうすると、本願商標に接する需要者、取引者は、その構成全体をもって一体のものと理解、認識するというのが相当であり、本願商標の構成中「大勝軒」の文字部分のみが取引者、需要者に対し、商品及び役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。</li> </ul>			

③	不服 2020-17942		×	銀座ふくよし (標準文字)
<p>地名：引用商標に含まれる「銀座」                  審決：一部抽出不可                  審決での言及：                  ・引用商標は、「銀座ふくよし」の文字を標準文字で表してなるところ、各文字は、同じ大きさ、同じ書体、等間隔で表されており、外観上まとまりよく一体に構成されており、また、これより生じる「ギンザフクヨシ」の称呼も、冗長ではなく、よどみなく一連で称呼できるものである。                  ・そうすると、引用商標からは、その構成文字に相応して「ギンザフクヨシ」の称呼のみが生じるものである。</p>				
④	不服 2019-6829	 <p>※全体が赤味を帯びた色合い</p>	=	<b>MEDUSA</b> メデューサ
<p>地名：本願商標に含まれる「Roppongi」                  判断：一部抽出可                  審決での言及：                  ・本願商標は、視覚上、構成中の「Medusa」の欧文字が、特に印象深く認識される構成からなるものである。                  ・本願商標の構成中の「Roppongi」の欧文字は、「東京都港区中央部の地名」を意味する「六本木」をローマ字表記したものと容易に認識できることから、当該文字は、本願商標の指定役務の提供場所を表示したものと容易に認識させる語であると認められる。                  ・本願商標の構成中の「Medusa」の欧文字とその他の構成部分とは、それらを分離して観察することが取引上不自然であると考えられるほど不可分的に結合したものとはいえず、本願商標の構成の中心に濃いピンク色で大きく書かれた「Medusa」の欧文字が、見る者の注意をひきやすい構成態様であることから、当該文字が、需要者に対して、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものである。他方、本願商標の他の構成部分から、役務の出所識別標識として、独立した称呼及び観念が生じないと理解されることから、本願商標は、商標の構成部分の一部、すなわち、「Medusa」の欧文字のみを要部として抽出し、これを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるものである。</p>				

<p>⑤ 不服 2019-17388</p>		<p>=</p>	<p>大阪伝統の味 名物串カツ菱屋 </p> <p>※「大阪伝統の味」、「名物串カツ」、及び図形部分は赤色</p>
<p>地名：引用商標に含まれる「大阪伝統の味」                  判断：一部抽出可                  審決での言及：                  ・「大阪伝統の味」の文字は「大阪で長く受け継がれてきた味」を…意味する一種のキャッチフレーズとして認識し、理解されるものであって、自他役務の識別標識としての機能が弱い、又はないものというのが相当である。                  ・「菱屋」の文字は、辞書等に掲載のない語であり、特定の意味を有しない一種の造語として認識されるというのが相当であって、他の構成部分と異なる黒色で大きく表されていることから、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべきである。                  ・引用商標は、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められず、引用商標から「菱屋」の文字部分を抽出し、要部として観察することが許されるというべきである。</p>			
<p>⑥ 不服 2019-9613</p>		<p>×</p>	<p>引用商標 1                    引用商標 2                    ※全体が赤色                  引用商標 3                  味仙                  (標準文字)</p>
<p>地名：本願商標に含まれる「心齊橋」                  判断：一部抽出不可                  審決での言及：                  ・本願商標は、「心齊橋味仙」の漢字を横書きし、その上段に、「ミナミアジセン」の片仮名を小さく配してなるものであるところ、これらは、いずれも筆文字の書体で表され、近接して配置されていることから、構成全体として、外観上まとまりよく一体に表されたものと把握し得るものである。                  ・本願商標は、その構成中の「ミナミアジセン」の文字部分に相応して「ミナミアジセン」の称呼を生じるものであり、また、同「心齊橋味仙」の文字部分に相応して「シンサイバシアジセン」の称呼を生じるものである。                  ・そして、それぞれの称呼は、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものであり、本願商標は、その構成及び称呼からすると、その構成中の一部が、需要者に対し、強く支配的な印象を与えるに足る事実は見いだせない。</p>			

⑦ ⑧	不服 2018-10015 不服 2018-10016		=	引用商標 4  ※構成文字全体が明るい黄土色  引用商標 5 
<p>地名：本願商標に含まれる「神田明神下」                  判断：一部抽出可                  審決での言及：                  ・「神田明神下」の文字は、「東京都千代田区外神田二丁目」付近で営業する飲食店等が、その所在地を表示する際に使用している実情があることから、需要者、取引者が商品の販売地や役務の提供地を認識するといえるため、この文字部分は、出所識別標識としての称呼、観念を生じないものである。                  ・本願商標の構成中「みやび」の文字は、大きく、筆書き風に表してなるものであり、本願商標の全体構成において、「みやび」の文字部分が、看者の目を惹くことから、本願商標においては、この文字部分が強く支配的な印象を与えるものと認められる。</p> <p>地名：引用商標 4 に含まれる「京都」「祇園」                  判断：一部抽出可                  審決での言及：                  ・「京都」及び「祇園」の文字は、「京都の祇園（京都の八坂神社の旧称。また、その付近の地名で、遊里。）」の地名を表示したものと容易に理解でき、これらの文字は、需要者、取引者に対し、引用商標 4 の指定役務「飲食物の提供」の提供場所であることを認識させるにすぎない。                  ・「MIYABI」の文字部分は、他の構成要素と比較しても、一際大きく目立つ態様で表示されており、引用商標 4 の全体構成において、看者の目を惹くことからすると、「MIYABI」の文字部分は、強く支配的な印象を与えるものと認められる。</p> <p>地名：引用商標 5 に含まれる「GION/KYOTO」、「GINZA/TOKYO」                  判断：一部抽出可                  審決での言及：                  ・「GION/KYOTO」の文字部分は、「GION」が「祇園」を、「KYOTO」が「京都」をローマ字で表したものと容易に認識できるため、京都の祇園の地名を表示したものと理解できる。                  ・「GINZA/TOKYO」の文字部分は、「GINZA」が「銀座」を、「TOKYO」が「東京」をローマ字で表したものと容易に認識できるため、「東京の銀座（東京都中央区の繁華街。京橋から新橋まで北東から南西に延びる街路を中心として高級店が並ぶ。）」の地名を表示したものと理解できることから、これらは、需要者、取引者に対し、引用商標 5 の指定役務「飲食物の提供」の提供場所であることを認識させるにすぎない。                  ・「MIYABI」の文字部分は、他の構成要素と比較しても、一際大きく目立つ態様で表示されており、「みやび」の文字部分もその読みを表示しているものと認識できる。</p>				
⑨	不服 2018-6115	日本橋かに福 (標準文字)	=	蟹福 (標準文字)

	<p>地名：本願商標に含まれる「日本橋」 判断：一部抽出可 審決での言及：</p>			
<p>⑩</p>	<p>不服 2017-5245</p>		<p>×</p>	
	<p>地名：本願商標に含まれる「神楽坂」 判断：一部抽出不可 審決での言及：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とんかつ」の文字の下に、赤色の円を背景にした円周を伴う桜の花とおほしき図を白抜きで表した図形と、「神楽坂」の文字を配し、これらの右側に、「さくら」の文字を大きく筆文字で書した構成からなるものである。</li> <li>・「神楽坂」の文字は、「東京都新宿区東部の地名。もとは牛込見付から上る坂の名で、花街として知られた。」を意味する語であるから、本願の指定役務との関係においては、…役務の提供の場所を表示するものとして、取引者、需要者に理解されるものであるから、これらの文字部分は、自他役務の識別力を有しないものである。</li> <li>・「さくら」の文字については、…、とんかつや串カツ、和食の飲食業界において、店名として、「さくら」あるいは、これをローマ字表記した「SAKURA」、漢字表記した「桜」、「櫻」の文字に、識別力を有しない語を組み合わせた構成からなる店名が相当程度見受けられるところである。</li> <li>・そうすると、本願商標中の「さくら」の文字部分は、本願商標の指定役務との関係においては、店名において多数使用される文字として、取引者、需要者に知られているものというべきであるから、該文字についての自他役務の識別標識としての機能は極めて弱いものというのが相当である。</li> <li>・してみれば、本願商標の文字部分においては、その構成文字全体をもって取引に資されるというのが相当であるから、本願商標からは、その構成文字に相応して「トンカツカグラザカサクラ」の称呼を生じ、また、「とんかつ神楽坂さくらという店名」の観念を生じるものである。</li> </ul>			
<p>⑪</p>	<p>不服 2014-26795</p>	 <p>※中央の図形の下に「THE KISSHOAN KYOTO」の文字が白抜きで記載されている構成</p>	<p>=</p>	
	<p>地名：本願商標に含まれる「KYOTO」 判断：一部抽出可 審決での言及：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成中の「THE」の欧文字は、一般的に広く親しまれている英語の定冠詞であり、また、「KYOTO」の欧文字は、地名である「京都」の文字を欧文字で表したものであって、本願商標の指定役務との関係においては、役務の提供場所を表したものと容易に理解されるものであるから、両欧文字は、自他役務の識別力がないか極めて弱い部分というのが相当である。</li> <li>・そうすると、本願商標の文字部分にあっては、「KISSHOAN」の文字部分が自他役務の識別力を強く発揮する部分と認められ、これより、該文字部分が独立して取引に資される場合も決して少なくないものというのが相当である。</li> </ul>			

⑫	不服 2013-17539		×	
<p>地名：本願商標に含まれる「博多」</p> <p>判断：一部抽出不可</p> <p>審決での言及：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「だるま」の文字が「博多」の文字に比べ、約2倍の大きさと表された「博多だるま」の文字を、毛筆風の書体で黒く横書きし、該「だるま」の文字部分に重ねて、「だるま」の文字をデザイン化したと思しきだるま図形を薄墨で書した構成からなるところ、その構成は、外観上まとまりよく一体に表現されており、しかも構成文字全体から生じる「ハカタダルマ」の称呼も格別冗長とはいえないものであって、よどみなく一連に称呼できるものである。</li> <li>・本願商標又は「博多だるま」の文字は、ラーメンを提供する請求人の店舗名を表す標章として、テレビ、新聞、雑誌等の各種メディアにおいて紹介され、インターネットにおいても、本願商標の表示とともに、同店舗の情報が多数掲載されていることが認められるものである。</li> <li>・そうとすれば、本願商標の構成中の「博多」の文字が、飲食物の提供との関係においては、その提供場所を表示する場合があるとしても、当審において補正された本願の指定役務である「ラーメンを主とする飲食物の提供」に本願商標を使用する場合においては、これに接する取引者、需要者は、その構成全体をもって一体不可分のものと認識、把握し、「博多だるま」という請求人の店舗名を想起するものというべきであるから、本願商標からは、その構成文字全体に相応して、「ハカタダルマ」の称呼のみが生じるというのが相当である。</li> </ul>				

## 5. 検証

地名は、一般に役務の提供場所を表すものとして認識されるから（商標法3条1項3号）、結合商標の類否判断においては、通常は当該地名部分を除いた部分をもって他の商標との比較が許されるはずである（商標審査基準第34.4.(2)(ア)①<sup>(2)</sup>参照）。

そこで上記審決について、まず、上記判断基準の「(a) 商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合」に該当するかどうかの観点で矛盾がないか検討し、次いで、「(b) 商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」か、「(c) それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」に該当するか否かの点について検討する。

「(a) 商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合」に該当すれば、商標を構成する一部分、すなわち地名を除いた部分、を抽出して他の商標と比較することが可能になる。一方、これに該当しない場合には、「(b) 商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」か、「(c) それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」に、商標を構成する一部分、すなわち地名を除いた部分、を抽出して他の商標と比較することが可能になる。

### 5. 1 各構成部分が不可分的に結合しているものと認められない場合

まず、「(a) 商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合」を抽出すると、①の「大阪ふくちあん」、④の「Medusa Roppongi」、⑤の「大阪伝統の味 名物串カツ 菱屋」、⑦・⑧の「神田明神下 みやび」・「京都 MIYABI 祇園」・「GION/

KYOTO GINZA/TOKYO MIYABI」、⑩の「とんかつ 神楽坂 さくら」、⑫の「博多だるま」は、文字の大きさや書体の相違から地名部分とその他の部分とを分離して把握することができ、「商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合」に該当すると思われる。そのためこれらの事例では、構成の一部を抽出して類否判断することが許されるはずである。

しかし、そのように判断されなかったのが、⑩の「とんかつ 神楽坂 さくら」と、⑫の「博多だるま」である。以下、これらの判断の適否について検討する。

(ア) ⑩の「とんかつ 神楽坂 さくら」について

審決においては、「神楽坂」の文字は、自他役務の識別力を有しないと認定されている。しかしながら、結論として、「さくら」の文字部分を抽出して類否判断をしなかった。その理由に、「さくら」の文字部分の識別力の弱さが挙げられる。つまり、審決では「さくら」の文字について、店名において多数使用される文字として知られていると認定している。実際にレストラン検索サイト等で「さくら」を検索すると数多くのレストランがヒットする。

そのため、外観上、商標の各構成部分が不可分的に結合しているものと認められない場合であったとしても、「さくら」の文字部分が単独で出所識別標識として強く機能するとは認められないとして、「とんかつ 神楽坂 さくら」全体をもって出所識別標識として認識されると判断されたのであろう。飲食物の提供の分野における「さくら (SAKURA、桜、櫻)」の文字の用いられ方の実態に即した判断といえよう。

(イ) ⑫「博多だるま」について

「博多」の文字と「だるま」の文字の大きさが異なる上、「博多」は地名であることが明らかなため、一見すると「博多」の部分と「だるま」の部分とを分離し、「だるま」の文字部分を抽出して類否判断してもよい態様である。

しかし、審決においては、「だるま」の文字の大きさについて言及しているものの、「ハカタダルマ」の称呼は一連に称呼でき、また、「博多だるま」として多数紹介されていることを理由に「博多だるま」で一連一体のものと判断した。

レストラン検索サイト等で「だるま (ダルマ、達磨)」を検索すると数多くのレストランがヒットすることから、上記の「さくら」と同様に、「だるま」の文字部分が単独で出所識別標識として強く機能するとは認められないと審判では考えられたのかもしれない。審判において認定された、テレビや新聞、雑誌等の各種メディアで「博多だるま」が紹介されていたとする点については、「博多だるま」の構成全体として周知だから登録を認めた、というのではなく、「だるま」の文字部分の識別力が弱く、「博多だるま」全体をもって特定されることではじめて出願人の店舗を特定できていると認定し、「博多だるま」全体をもって出所識別標識として認識されると判断されたと考えるべきだろう。

## 5. 2 各構成部分が不可分的に結合しているものと認められる場合

次に、上述の①の「大阪ふくちあん」、④の「Medusa Roppongi」、⑤の「大阪伝統の味 名物串カツ 菱屋」、⑦・⑧の「神田明神下 みやび」、「京都 MIYABI 祇園」、「GION/KYOTO GINZA/TOKYO MIYABI」、⑩の「とんかつ 神楽坂 さくら」、⑫の「博多だるま」以外の事例、すなわち、②の「滝野川大勝軒」、③の「銀座ふくよし」、⑥の「ミナミアジセン\心齊橋味仙」、⑨の「日本橋かに福」、⑪の「THE KISSHOAN KYOTO」については、その文字部分が同書同大等間隔で一体的に表されているから、判断基準 (a) にいう不可分的に結合しているものと認められない場合に該当しない。そのため、判断基準 (b) 又は (c) に該当するかどうかにより、構成部分の一部抽出が許されるかどうかが決せられる。そして、今回の検討対象は「地名」とその他の文字との結合商標であるから、いずれも「(c) それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」に該当すると考えられ、地名以外の文字部分を抽出して類否判断することが許されそうな事例である。

しかし、実際に地名以外の文字部分を抽出して類否判断をした事例は、⑨の「日本橋かに福」及び⑪の「THE KISSHOAN KYOTO」のみであり、その他の3つ、すなわち②の「滝野川大勝軒」、③の「銀座ふくよし」、⑥の「ミナミアジセン\心齊橋味仙」については、全体をもって類否判断されている。この点について以下検討する。

(1) 全体をもって類否判断された事例

(ア) ②の「滝野川大勝軒」について

「滝野川」は、広辞苑では「東京都北区の一地区。」「もと東京市 35 区の一つ。」と説明されている。ただ、滝野川が地域を指す名詞として一般に知られているかという点、そうではないと思われる。

また、「大勝軒」は、ラーメン店の名称として東池袋大勝軒の創業者である山岸一雄氏及びそこから暖簾分けした店舗が有名ではあるが、これとは無関係に、人形町大勝軒や永福町大勝軒及びこれらから暖簾分けした店舗が存在するようである<sup>(3)</sup>。

そのため、インターネット検索サイトで「大勝軒」を検索すると「永福町大勝軒」、「お茶ノ水、大勝軒」、「小金井大勝軒」、「青森大勝軒」など、多くの「大勝軒」がヒットする。

そうすると、「大勝軒」は、複数の源流がある中華料理店、ラーメン店の店名として、今日において多数存在し、それぞれの店名は、地名部分と結合した態様で全体をもって出所識別標識として認識されているというべきである。そうすると、地名と「大勝軒」の文字とが結合した商標は、「(b) 商標の構成部分の一部（「大勝軒」の文字部分）が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」や、「(c) それ以外の部分（「滝野川」の文字部分）から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」には該当しないと考えられ、本件では「滝野川大勝軒」で一連一体のものとして類否判断がなされたのではないだろうか。

「大勝軒」の文字を含む店名の料理店が多数存在していたことについては、審判請求書において出願人も主張していたところであり、このような事情が参酌された可能性があると考ええる。

(イ) ③の「銀座ふくよし」について

「銀座」は、広辞苑には二つの項目があり、一つは「江戸幕府直轄の、銀貨の鑄造・発行所。」、もう一つは「東京都中央区の繁華街。」と説明されている。また、銀座の文字は地名としての「銀座」や「銀座通り」、「銀座商店街」のような使われ方が日本各地に存在し<sup>(4)</sup>、また、飲食店の名称でも「銀座」を語頭に用いた例が多数存在する。

一方で、インターネット検索で「ふくよし」を検索すると、「ふくよし」「ふく吉」「福吉」「福芳」などの名称の飲食店がヒットし、ありふれているとは言えないまでも多数存在する状況である。

「銀座」の文字が、必ずしも特定の土地・地域を示す地名としてのみ認識されるとはいえない状況と、店名として多数の「ふくよし（ふく吉・福吉・福芳など）」が存在することを合わせて考慮し、「(b) 商標の構成部分の一部（「ふくよし」の文字部分）が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」や「(c) それ以外の部分（「銀座」の文字部分）から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」には該当せず、「銀座ふくよし」全体をもって出所識別標識として認識されると判断されたものと考ええる。

(ウ) ⑥の「ミナミアジセン\心齋橋味仙」について

「心齋橋」は、行政上の地名ではないが、大阪府大阪市中央区の大阪を代表する繁華街として知られている<sup>(5)</sup>。なお、本願商標は「心齋橋」の「齋」の漢字が「齊」であり、出願人は「心齋橋」が「シンセイキョウ」の称呼が生じる造語である旨主張していたが、審判においては、「シンサイバシ」と読まれる旨認定されている。

一方で、インターネット検索で「味仙」を検索すると、引用商標の「味仙」（「ミセン」と称呼する）に関するウェブサイトが多くヒットする。この引用商標の「味仙」は、グループを形成する各店が独自の味付けをしているようであり、店名も「郭 政良 味仙」や「矢場味仙」のように、「味仙」に他の文字が結合して用いられることもある。

なお、引用商標の「味仙」は、過去の審決（不服 2010-013738・商標「味千」に対して「味仙」が引用された事例）において、「味仙」の文字は、引用商標の指定役務の関係において、その取引者、需要者の間で、「ミセン」と称される台湾料理のグループ店の名称として相当程度知られていたものと判断するのが相当である。」と認定されている。

また、引用商標の「味仙」とは無関係の「味仙（アジセン・ミセン）」なる料理店が東京や広島、福岡などに存

在している。

このような状況において、本願商標の構成上「心齋橋味仙」の文字の上に「ミナミアジセン」のフリガナが付されていることからすると、「味仙」の文字部分は「アジセン」と称呼されると認識されるから、「心齋橋」の文字部分が地名であると認識されるとしても、「心齋橋」の文字を含んだ構成や「味仙」の文字部分の称呼も合わせて考慮し、「ミセン」の称呼が生じる引用商標「味仙」とは異なる出所を表示するものと認識され、非類似であると判断されたと考えられる。

同じグループといえども「味仙」に他の文字が結合して用いられることがあり、また、「味仙」の文字からなる料理店が互いに無関係に散発的に存在している状況においては、この審決は結論において妥当であると考えるが、その理由付けについては「味仙」のみで出所の識別がなされていない可能性がある点を指摘すべきであったと考える。

## (2) 地名以外の文字部分を抽出して類否判断された事例

### (ア) ⑨の「日本橋かに福」について

「日本橋」は、広辞苑では「東京都中央区にある橋。」「東京都中央区の一地区。」との説明がある。大阪にも日本橋は存在するが、この他に各地で使われている地名とは言い難い。

また、インターネット検索で「かに福」を検索すると、本願商標の「日本橋かに福」以外に、千葉県柏市や大阪府大阪市に存在する蟹料理店「かに福」がヒットする。ただし、この他に「カニフク」の発音が生じる店舗は見当たらない状況である。

「日本橋」の文字が特定の土地・地域を示す地名としてのみ認識されることと、店名として「かに福」を採用している店舗がごく少数であることを合わせて考慮し、「(b) 商標の構成部分の一部（「かに福」の文字部分）が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」又は「(c) それ以外の部分（「日本橋」の文字部分）から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」に該当し、「かに福」の文字部分を抽出して類否判断することが許されると判断されたのであろう。

上述の③「銀座ふくよし」と同様の構成からなるものの、異なる判断がなされたのは、地名の文字部分が特定の土地・地域を示す地名としてのみ認識されるか否か、地名以外の文字部分が、飲食店の店名に多く使用されている文字であるのか否か、が影響したと考えられる。

### (イ) ⑩の「THE KISSHOAN KYOTO」について

「KYOTO」は、京都府や京都市を表す「京都」の欧文字表記である。

また、インターネット検索で「KISSHOAN」（きっしょうあん）を検索すると、引用商標の「吉照庵」の他、「吉祥庵」がヒットする。特に「吉祥庵」は、蕎麦をはじめとする日本食レストランの名称として、ありふれているとは言えないまでも多数存在する状況である。

そうすると、「KISSHOAN」の文字部分が、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとは認められないため、本願商標「THE KISSHOAN KYOTO」全体をもって類否判断してもよいと考えられる。

しかしそのように判断されなかったのは、「KYOTO」の文字が「京都」のみを指すことが明らかであることに加え、「KYOTO」の文字が語尾に配置されることで、「KISSHOAN（吉祥庵・吉照庵）の京都店」のように、「京都にある店舗」との付記的な意を想起させやすく、「(c) それ以外の部分（「KYOTO」の文字部分）から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」に該当するから、「KISSHOAN」の文字部分を抽出して類否判断することが許されると判断されたのであろう。

出願商標が「THE KYOTO KISSHOAN」の場合には、「KYOTO KISSHOAN（京都吉祥庵・京都吉照庵）」という店名の飲食店のような認識が想起されるため結論は違ったかもしれない。

## 6. まとめ

以上のとおり、地名とその他の文字との結合商標は、単純に地名部分を捨象して類否判断がなされるわけではな

く、地名を表す文字部分が、特定の土地・地域を示す地名としてのみ認識されるか否か、また、その他の文字部分が、飲食店の店名に多く使用されている文字であるのか否か等を考慮して、商標を構成する一部分、すなわち地名を除いた部分、を抽出して他の商標と比較することが許されるか否かが検討されているようだ。

つまり、役務「飲食物の提供」の分野でも、結合商標の類否は、前述の判断基準 (a)、(b)、(c) に沿った判断が原則的にはなされており、他の商品・役務の分野と判断手法の基本は異なることはないと言える。ただ、役務「飲食物の提供」の分野においては、多店舗を展開するチェーン店のみならず、1店舗～数店舗のみを運営する事業体の数も多いため、同時多発的に同じ店名が採用される可能性が他の商品・役務分野よりも多いと考えられる。このような役務「飲食物の提供」の事情が、結合商標を構成する各文字部分の評価（分離して観察されるか、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるか、出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められるか等）に影響を与え、類否判断における結論の差になっていると考える。

一貫性がなく審査結果の予見可能性が低いとの印象を持っていた特許庁の判断も、役務「飲食物の提供」の分野の事情を踏まえて検証することで、整合性をもって説明・理解できる。役務「飲食物の提供」の分野における地名を含む結合商標という限られた範囲ではあるが、上記の類否判断の検証結果は、今後の商標の採択及び権利化における指針になるものと考えられる。

(注)

- (1) この3つの判断基準に触れた近時の裁判例として、知財高判令和3年7月29日（令和3年（行ケ）第10026号）、知財高判令和3年3月11日（令和2年（行ケ）第10118号）、知財高判令和3年2月22日（令和2年（行ケ）第10104号）、知財高判令和3年2月22日（令和2年（行ケ）第10088号）がある。
- (2) 指定商品又は指定役務との関係から、普通に使用される文字、慣用される文字又は商品の品質、原材料等を表示する文字、若しくは役務の提供の場所、質等を表示する識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。
- (3) Wikipedia「大勝軒」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E5%8B%9D%E8%BB%92>) 参照。
- (4) Wikipedia「銀座（地名）」([https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%8A%80%E5%BA%A7\\_\(%E5%9C%B0%E5%90%8D\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%8A%80%E5%BA%A7_(%E5%9C%B0%E5%90%8D))) 参照。例えば、「熊谷市銀座」や「戸越銀座」、「川崎銀座商店街」のような例がある。
- (5) Wikipedia「心齋橋」(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%BF%83%E6%96%8E%E6%A9%8B>) 参照。

(原稿受領 2023.7.5)